

⑤相続人がおひとりの場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備 考	確認欄
1	相続手続依頼書	相続人の署名・実印での捺印をお願い致します。 相続人を○で囲み、相続預金を明示してください。	当庫窓口でお受け取りください。	
AまたはBのいずれかをご用意ください。				
2	A： 亡くなられた方の戸籍謄本 (全部事項証明書)	生まれた時からお亡くなりになった時まで 続いている戸籍謄本を全てご用意願います。	市区町村役場でお取 り寄せください。	
	除籍謄本 (除籍全部事項証明書)	「改製」・「婚姻」・「転籍」・「分籍」・「家 督相続」などがある場合は、戸籍簿が新 しくなっていますのでそれ以前の戸籍謄 本をお願い致します。		
	改製原戸籍謄本など	既にお亡くなりになっている相続人につ いては別途戸籍謄本をお願いすることが あります。		
	相続人の戸籍謄本 (全部事項証明書)	亡くなられた方の戸籍謄本で確認が取れ ない相続人の方は、相続関係が確認でき る戸籍謄本をご用意ください。		
	B： 登記所（法務局）発行の認 証文付き法定相続情報一覧 図の写し	法定相続人または代理人が法定相続情報 一覧図を作成し、本籍地または住所地管 轄の登記所（法務局）で確認、保管の手 続きが必要となります。	保管の手続きを行っ た登記所（法務局）で お取り寄せください。	
3	相続人の印鑑登録証明書 (原則発行日から6ヶ月以内、 融資取引のある場合は、発行 日から3ヶ月以内)	相続人のものが1通必要です。 海外に居住している方で印鑑登録証明書 が発行されない方、または、発行できない 方は、その居住している国の大使館、領 事館で発行するサイン証明書が必要です。	現住所の市区町村役 場でお取り寄せくだ さい。	
4	住民票の写し	相続人の住所と印鑑登録証明書の住所が 相違している場合などに必要となります。	現住所の市区町村役場 でお取り寄せください。	
5	＜預金の場合＞ 預金通帳・証書・キャッシュ カード	全ての通帳・証書・カードなどが必要で す。	当庫窓口でご確認く ださい。	
	＜貸金庫の場合＞ 鍵・カード	別途解約届が必要です。	当庫窓口でお受け取 りください。	
	＜カードローンの場合＞ ローンカード	マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・ 出資金・公共債・投資信託・外貨預金		
	＜出資金＞ 出資証券・会員カード			
6	相続人の実印 取引印	預金等の払出時は、実印が必要です。 ※名義変更により、お取引を引き継がれ る場合は取引印の登録が必要となります。		